

## 4月は固定資産税縦覧期間です

### (1) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税納税者は、「自己の土地または家屋の価格」のほか、「市内のほかの土地または家屋の価格」が確認できます。

縦覧期間／4月1日(水)～30日(木)  
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)  
縦覧場所／税務課(本館2階)  
縦覧手数料／無料(帳簿のコピーはしません)

縦覧できる方	閲覧できる帳簿	縦覧に必要なもの
固定資産税納税者 納税管理人 納税者と同居の親族	・固定資産税(土地)の納税者 →土地価格等縦覧帳簿 ・固定資産税(家屋)の納税者 →家屋価格等縦覧帳簿	・納税者の納税通知書 または課税明細書 ・縦覧者の本人確認の書類 (運転免許証・健康保険証等)
納税者の代理人		・納税者の納税通知書 または課税明細書 ・代理人の本人確認の書類 (運転免許証・健康保険証等) ・委任状

### (2) 固定資産課税台帳の閲覧【4/1～30のみ無料】

閲覧期間／通年 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)  
閲覧場所／税務課(本館2階)  
閲覧帳簿／固定資産課税台帳  
(記載事項: 縦覧帳簿に記載された事項、課税標準額※1など)  
閲覧手数料／縦覧期間中は無料(通常は有料)

※1 土地や家屋の評価額に特例措置などを加味したものが、これに税率を掛けたものが税額となります。  
※2 市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合、固定資産税は課税されません。

閲覧できる方	閲覧できる帳簿	閲覧に必要なもの
① 固定資産税の納税義務者	納税者	・納税者の納税通知書 または課税明細書 ・本人確認の書類 (運転免許証・健康保険証等)
	免税点未満の所有者※2	・本人確認の書類 (運転免許証・健康保険証等)
② 借地人	借地権、その他の使用、または収益を目的とする権利(対価の支払い有り)を有する方	当該権利の目的である土地 ・賃貸借契約書の原本 ・本人確認の書類 (運転免許証・健康保険証等)
③ 借家人	当該権利の目的である家屋とその敷地である土地	
④ 固定資産の処分をする権利を有する一方の方	当該権利の目的である資産	お問い合わせください
①～④の代理人	委任された固定資産	・上記の①～④に該当する書類 ・委任状 ・代理人の本人確認の書類 (運転免許証・健康保険証等)

### (3) 固定資産税課税台帳の記載事項の証明書交付

受付日／通年 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)  
証明手数料／土地(家屋)が5筆(5棟)まで200円、それ以上は1筆(1棟)ごとに40円ずつ加算

申請できる方	証明事項	申請に必要なもの
(2)の表「閲覧できる方」参照	固定資産税課税台帳に記載されている事項(裁判用は課税標準額を省きます)	(2)の表「閲覧に必要なもの」参照
民事訴訟費用等に関する法律の「訴え・控訴・上告の提起」などの申し立てをする方		・申し立てに使用する書類の原本 ・本人確認の書類 (運転免許証・健康保険証等)

問い合わせ／税務課 ☎(43)1115

## 市税滞納ぼく減月間2015～あなたの税が未来を拓く～

### ◆納税は、お済みですか？

平成26年度の市税などは、3月2日(月)ですべての納期限を迎えました。まだ納付していない方(口座引き落としができなかった分を含む)は、早急に納付をお願いします。

市では、納税の公平と税収の確保を図るため、3月から5月を「市税滞納ぼく減月間2015」として、県と協働して県下一斉に徴収強化の取り組みを行います。

### ◆自主的な納税を

市では自主的な納税をお願いしています。口座振替の方は納期前に残高の確認をしてください。納期限を過ぎ、督促状・納税催告書の送付後も税金を納めない、納税相談のない方には、右のような調査や差し押処分を行います。

※市税などの納付は、便利で確実な口座振替をお勧めしています。

### 財産調査

滞納者の財産について、官公署・金融機関・生命保険会社・勤務先(給与)などに対し調査を行います。

### 差し押処分

預貯金・生命保険・給与・不動産・自動車などを差し押さえます。その後も税金を納めない場合、差し押さえた財産を取り立てし、税金に充てます。また、不動産や自動車などは公売し、税金に充てます。

### 納税・滞納処分Q&A

Q いきなり差し押さえされた。あんまりではないか？

A 税は納期内納付が大原則です。督促状発送日から10日を経過した日までに完納しない時は「差し押さえをしなければならぬ」と明示してあります。(地方税法331条)

Q 個人の財産を勝手に調べて差し押さえされた。プライバシーの侵害ではないか？

A 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関などの関係機関は、協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に一切抵触しません。

問い合わせ／税務課 徴収班 ☎(43)1115

## 軽自動車、バイク、トラクターなどの廃車、変更手続きはお済みですか？ 手続きは、4月1日(水)までに！

軽自動車税は、毎年4月1日に登録されている車両に課税されます。使えなくなったり、譲ったりして車両はないのに、廃車や名義変更などの手続きを忘れていま

るか。4月1日までに手続きをしていないと、平成27年度軽自動車税が課税になります。忘れずお早めに手続きしてください。

車種区分	問い合わせ
原動機付自転車 (125cc以下のバイクなど)	市税務課 ☎(43)1115 ※廃車手続きには、所有者の印鑑とナンバープレートが必要です。ナンバープレートを紛失した場合は、弁償代として200円かかります。
小型特殊自動車 (コンバイン、トラクターなど)	関東運輸局栃木運輸支局 ☎050(5540)2019 ※アナウンスが流れます。宇都宮市八千代1-14-8
二輪の軽自動車・小型自動車 (125ccを超えるバイクなど)	軽自動車検査協会栃木事務所 ☎050(3816)3107 ※コールセンターへ繋がります。宇都宮市西川田1-2-37

## 蛍光灯のリサイクルを開始します

蛍光灯はこれまで不燃ごみとして破碎・埋立処分をしていましたが、平成27年4月よりリサイクル回収を開始します。蛍光灯はガラス・水銀・その他金属などに分別され、そのほとんどが再利用できます。市民の皆さんのご協力をお願いします。

回収場所／市役所1階 生活環境課窓口  
 時間／平日 8:30~17:15  
 出す際の注意／  
 購入時や交換時の箱に入れて出してください。  
 ※箱が無い場合は新聞紙等に包んで出してください。  
 問い合わせ／生活環境課 ☎(43)6755

出せるもの	出せないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環型蛍光灯</li> <li>・直管型蛍光灯</li> <li>・電球型蛍光灯</li> <li>・スパイラル型蛍光灯</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れたもの（不燃ごみで出してください）</li> <li>・蛍光灯以外の照明器具（白熱球・LED電球・グロー球など）</li> <li>・お店や職場で使用されていたもの</li> </ul> 

## 塩谷広域環境衛生センターへごみを搬入する際のお願い

域外からのごみ持ち込みを防止するため、4月より塩谷広域環境衛生センターでは、ごみを搬入する際に住所確認をさせて頂くことになりました。受付窓口にて職員が確認しますので、免許証など住所がわかる書類の提示をお願いします。問い合わせ／市生活環境課 ☎(43)6755 塩谷広域環境衛生センター ☎028(682)5619

## 水道メーター器の交換を実施します

計量法に基づく検定期間が満了となる水道メーター器を交換します。交換対象のお宅には検針員を通じて事前にお知らせし、交換作業は「メーター交換」の腕章をつけた矢板市指定水道工事業者が行います。なお交換作業中は断水となりますが、ご協力をお願いします。また、交換に際して立会いは不要ですが、宅地内へ入りますのでご了承ください。交換費用は無料です。交換期間／水道料金偶数月納付の方 4月16日(木)~11月10日(火) 水道料金奇数月納付の方 5月16日(土)~12月10日(木) 問い合わせ／上下水道事務所 ☎(44)1511 上下水道料金お客様センター ☎(40)0373

## 選挙管理委員会からのお知らせ

統一地方選挙の日程をお知らせします。  
**栃木県議会議員選挙**  
 投票日／4月12日(日) 告示日／4月3日(金)  
 期日前投票／4月4日(土)~11日(土)  
**矢板市議会議員選挙**  
 投票日／4月26日(日) 告示日／4月19日(日)  
 期日前投票／4月20日(月)~25日(土)  
**立候補予定者説明会**  
 日時／3月11日(水)14:00~  
 場所／生涯学習館 2階 研修室1  
**立候補届出書類事前審査**  
 日時／3月23日(月)・24日(火) 9:00~16:00  
 場所／選挙管理委員会事務局  
 問い合わせ／選挙管理委員会事務局 ☎(43)6219

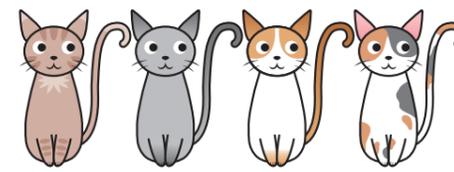
## 農地台帳並びに農地に関する地図の公表

農地法が改正され、平成27年4月1日より、農地法第52条の3の規定に基づき、農地台帳に記載された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）並びに農地に関する地図（航空写真等）をインターネットなどにより公表することになりました。非公開の事項／・所有者並びに耕作者の住所・賃借料などの額・権利の種類（使用貸借権、賃借権などの別）・納税猶予の適用を受けているかどうかの別  
 問い合わせ／農業委員会事務局 ☎(43)6220

## 野良猫にエサを与えている方へ

野良猫を見かけて、「お腹空いていないかな?」と思いやる優しい気持ちはとても大切です。しかし、エサだけを与える行為は優しい気持ちとは逆に、多くの命を不幸にするほか、ご近所に迷惑をかけているかもしれません。

1. 不妊手術をしていない猫が外で生活し、メス猫が妊娠すると年間数匹の子猫を出産すると言われ、その子猫達の多くは餓死や交通事故のほか、猫同士のケンカや病気で亡くなっています。
2. 増えてしまった猫のフンや鳴き声などによりご近所に迷惑をかけ、近隣トラブルにつながるケースが非常に目立ちます。



一般的に、**野良猫にエサを与える方は、飼い主とみなされ、適正なしつけによる終生飼養の責任が生じます。**したがって、ご近所の方々やエサを与えている猫・その猫から生まれる多くの子猫のことを十分に考え、責任ある行動をお願いします。

- ◆犬や猫の飼い主の方は、適正なしつけを必ず行ってください。
  - ◆動物を捨てることは犯罪です。終生飼養を守ってください。
  - ◆飼い犬や猫が迷子になったら、すぐに栃木県動物愛護指導センター ☎028(684)5458へ連絡してください。
- 問い合わせ／生活環境課 ☎(43)6755

## しおや聖苑からのお知らせ

平成27年4月1日からご利用方法および料金などが変わります。  
 ●使用料はしおや聖苑窓口での現金払いとなります。銀行などでの納入はできなくなります。  
 ●塩谷広域圏（矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町）以外の方は使用料が値上げとなります。ご葬儀の施主と死亡された方が塩谷広域圏以外に居住されている場合は、使用料が値上げとなります。

- ペット（犬・猫など）の火葬も塩谷広域圏以外の方は使用料が値上げとなります。飼い主の方が塩谷広域圏以外に居住されている場合は、使用料が値上げとなります。※飼い主の方の住所を確認できるもの（免許証など）の提示が必要になります。
  - ペットの火葬は使用料支払い後となります。使用料は、しおや聖苑窓口での現金払いのみとなり、現金の持ち合わせがない場合は、火葬ができない場合がありますのでご了承ください。
- 問い合わせ／しおや聖苑 ☎(48)0411  
 市民課 ☎(43)1117  
 生活環境課 ☎(43)6755

お買い物・ご用命は矢板市内で!

~おかげさまで10周年 日頃の御愛顧に感謝いたしまして~

### 矢板イースタンホテル 10周年記念 特別宿泊プラン

**特別感謝価格!!** (期間: 平成27年3月1日~6月30日)

**シングルルーム**

**素泊まり ¥4,800 (税別)**

**朝食付き ¥5,000 (税別)**

【期間中の特典】  
 ウェルカムコーヒー、ミネラルウォーター、  
 居酒屋「新太郎」でのドリンク券...など

◎ 飲送迎会・法要ご会食  
 ご予約受付中...◎

ご予約・お問合せ  
 ホテル: Tel0287-43-1511  
 新太郎: Tel0287-44-2811 <http://www.eastern-hotel.jp/>

## 矢板市特定疾患福祉手当の支給が変わります

平成27年1月から国の難病対策の改革が行われました。矢板市もこれを受け、矢板市特定疾患福祉手当要綱を改正し、支給対象者、対象疾患、基準日および手当額が変更になります。

平成26年度中に手当を受給している方は、申請手続きの案内を送付しますので、4月から申請手続きをお願いします。

問い合わせ／福祉高齢課 ☎(43)1116

矢板市特定疾患福祉手当要綱主な改正点／

		改正前（平成26年度まで）	改正後（平成27年度以降）
支給対象者 および 該当疾患	一般 特定疾患者	一般特定疾患医療受給者証所持者	指定難病特定疾患医療費受給者証所持者のみ
		身体障害者手帳所持によりり患していることが確認できる者 証明願によりり患していることが確認できる者	
	国が定めた56疾患、県が定めた2疾患	国が定めた110疾患、県が定めた2疾患	
	市単独分 23疾患	市単独分はなし	
小児慢性 特定疾患者	小児慢性特定疾患医療受診券所持者	小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のみ	
	身体障害者手帳所持によりり患していることが確認できる者 証明願によりり患していることが確認できる者		
	国が定めた11疾患群（514疾患）		国が定めた14疾患群（598疾患）
基準日	4月1日	10月1日	
手当額	年額 24,000円	年額 20,000円	

## 重度障がい者、高齢者の方へ 平成27年度分福祉タクシー券交付申請受付開始

受付期間／3月23日(月)～  
8:30～17:15（※土・日・祝日を除く）

助成額／タクシー利用1回につき基本料金分

対象となる方	利用回数限度	申請に必要なもの
①身体障害者手帳の等級が1級または2級の方 3級で下肢または体幹の機能障がいがある方	年間48回分 (月4回で計算)	・手帳 ・印鑑
②療育手帳の等級がA1またはA2の方		
③精神障害者保健福祉手帳の等級が1級または2級の方		
④85歳以上の方	年間24回分 (月2回で計算)	・身分証明書（保険証・運転免許証等） ・印鑑
⑤80歳以上85歳未満で世帯全員が市民税非課税の方		

※代理申請の場合は代理の方の印鑑も必要です。

受付・問い合わせ／福祉高齢課 ☎(43)1116  
FAX(43)5404

## フリースペースに集まろう

平成26年7月から始まった「フリースペース」は、障がい者やその家族等が、気軽に安心して集まり交流や相談をすることができる場所です。

平成27年4月からの日程が決まりましたのでお知らせします。

開催日時／

月1回、下記のとおり開催予定です。

4月15日(水)、5月14日(木)、6月12日(金)

7月16日(木)、8月12日(水)、9月11日(金)

10月15日(木)、11月13日(金)、12月16日(水)

平成28年1月13日(水)、2月12日(金)、3月10日(木)

いずれも13:00～16:00

対象者／

どなたでも参加できます。(障がい者やそのご家族、障がい者福祉やボランティアに興味のある方など)  
※事前申し込みは不要ですので、直接会場にお越しください。

場所／矢板公民館 団体事務室

参加費／無料

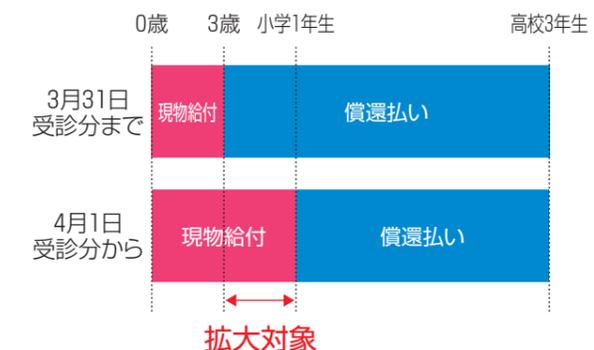
主催／矢板市地域自立支援協議会ケア部会  
(事務局／福祉高齢課)

問い合わせ／福祉高齢課 ☎(43)1116

FAX(43)5404

## こども医療費助成制度について現物給付の対象年齢が拡大されます

現物給付とは、栃木県内の医療機関等を受診する際、「こども医療費受給資格者証」を提示することで保険診療分の支払いが不要になることです。4月1日からこの医療費助成制度における現物給付の対象年齢が3歳未満のお子さんから未就学児までに拡大されます。



現物給付対象／未就学のお子さん

(0歳～小学校入学前の3月31日まで)

開始時期／平成27年4月1日受診分から

手続きについて／

・「ひとり親家庭医療費助成制度」または「重度心身障害者医療費助成制度」をご利用中の未就学のお子さん  
→手続きが**必要**です。

新たに「こども医療費助成制度」への登録が必要となります。1月上旬に通知した通り、手続きをお願いします。

・「こども医療費助成制度」をご利用中のお子さん  
→手続きは**不要**です。  
拡大対象のお子さんには、3月中に新たな「こども医療費受給資格者証」を郵送します。

そのほか／

・3歳以上のお子さんの平成27年3月31日までの受診分、および小学生～高校3年生までのお子さんの受診分についてはこれまで通り、申請により助成します。(償還払い)

・小学生以上のお子さんについては、引き続きお手持ちの「こども医療費受給資格者証」をご利用ください。

問い合わせ／子ども課 ☎(44)3600

## 就学援助制度についてのお知らせ

就学援助制度は、経済的理由によって就学困難な児童・生徒について、学用品・通学用品などの援助を行い、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図るためのものです。

援助を受けられる方／

- ①要保護者（生活保護を受けている方）
- ②要保護者に準ずる程度に困窮している方
- ③上記以外の方で援助を受けなければお子さんの就学  
に困る事情のある方

受けられる費目／学用品費、校外活動費、修学旅行費、  
学校給食費、医療費 など

その他／制度利用を希望される方はお子さんの在学小・  
中学校に申し込みください。

問い合わせ／教育総務課 ☎(43)6217

お子さんの在学している小・中学校

## 毎年4月2日は世界自閉症啓発デー

4月2日は、国連が定める「世界自閉症啓発デー」です。厚生労働省では、4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」として、自閉症をはじめとする発達障害について、広く啓発する活動を行っています。

自閉症をはじめとする発達障害について知っていただくこと、理解していただくことは、発達障害のある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながるものと考えられます。

みなさんのご理解とご支援をお願いします。

問い合わせ／

福祉高齢課 ☎(43)1116

☑世界自閉症啓発デー・日本実行委員会公式サイト

http://www.worldautismawarenessday.jp/

お買い物・ご用命は矢板市内で!

**小3生～高3生 無料体験受付中!**  
☆☆☆毎日使える自習室など充実の学習環境☆☆☆

矢板市末広町21-5【矢板駅東口すぐ】 進学塾エルディオ  
お問い合わせ 0287-43-6964 小学部・中学部・高校部

ロイヤルセラピスト協会認定スクール  
**Suku Suku**

パパと一緒にベビーマッサージ  
日時★3/15日(日)10:30～11:30  
参加費★2,000円  
場所★城の湯温泉 ふれあい館  
対象★生後2カ月～1歳半位までの  
赤ちゃんとパパ  
定員★先着5組(家族の付き添い可)  
その他★予約の方優先。気軽に  
お問い合わせください。HP: http://sukusuku77.jimdo.com

協会認定講師  
榎田 周子  
TEL: 090-3049-8493  
E-mail: baby2suku@gmail.com

**募集 姉妹都市交流事業交付金申請団体**

姉妹都市である笠間市との交流活動を推進するため、笠間市との交流事業を行う団体に対し、姉妹都市交流事業費交付金を交付します。

- 対象／
- 次に当てはまる市内の市民団体（5人以上）など
    - ・市内小・中・高等学校の児童生徒及び指導者
    - ・市内在住の社会人（大学生を含む）
    - ・その他市長が特に認められた者

- 交付金額／
- ・事業の必要経費の2分の1で、一団体上限10万円。
  - ・一団体において、次に当てはまる事業各1回まで計2回の交付を限度とする。
    - ①矢板市団体の笠間市訪問による交流事業
    - ②笠間市団体の矢板市訪問による交流事業

- 募集期間／
- 4月1日(水)～30日(木)
  - ※申請者が少ない場合は、予算の範囲内で随時受け付けます。
  - ※申請が多数の場合は、抽選になります。
- その他／
- 詳しくは市ホームページをご覧ください。
- 申込・問い合わせ／
- 総合政策課 秘書政策班 ☎(43)1112  
 ①http://www.city.yaita.tochigi.jp/

**児童扶養手当制度改正のお知らせ**

平成26年12月1日から、児童扶養手当よりも公的年金の受給額が少ない場合は、その差額分の児童扶養手当が受給できるようになりました。

12月1日時点で支給要件を満たしている方については、平成27年3月31日(火)までに認定請求の手続きをとると、12月分から支給を受けることができます。申請方法など詳細については、子ども課へお問い合わせください。

- 新しく対象となる方／
- ・子どもを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受けている場合
  - ・父子家庭で、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受けている場合
  - ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
  - ・両親のどちらかが重度障害で、現在障害基礎年金の子の加算額の支給を受けている場合 など

- 児童扶養手当の月額／
- ・児童1人の場合
    - 月額9,680円～41,020円(所得に応じて変わります。)
  - ・児童2人以上の加算額
    - 2人目月額5,000円
    - 3人目以降は一人につき3,000円
- ※受給している年金の月額が児童扶養手当の月額より低い場合、その差額分が受給できます。
- 申請・問い合わせ／子ども課 ☎(44)3600

**●矢板市・笠間市姉妹都市提携盟約書**

矢板市と笠間市は、往時川崎城主塩谷朝業公と笠間城主笠間時朝公が親子であるゆかりにもとづき、相互に教育、文化、産業、経済など広く交流を図り、友好と理解を深め、相たずさえて発展することを念願し、ここに両市が姉妹都市として提携することを盟約する。(昭和55年7月23日施行)

**●笠間市とは**

笠間市は日本三大稲荷のひとつ「笠間稲荷神社」の門前町として古くから発展、鎌倉時代から江戸時代にかけては佐白山を居城にした笠間氏によって城下町が築かれました。

近年は笠間焼の生産地として知られ、春や秋に行われる陶器市の時期には多くの観光客で賑わいを見せます。また、栗の栽培が盛んで、耕地面積、収穫量ともに全国一の栗の産地でもあります。



**募集 第1回登山教室 ～角田山(新潟県) 標高481m レベル初級～**

海拔0mから海を見ながらオオミスミソウの咲く角田山を登ってみませんか？

日時／4月4日(土) 矢板市役所 5:30集合

対象／市内在住、または在勤・在学している方

定員／30人

主催／矢板岳友会

参加費／7,000円  
 (保険料、入浴代等を含む。説明会時に集めます。)

申込期限／3月24日(火)

申込方法／

「登山教室参加希望」と明記し、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、直接お持ちいただくか、郵送またはファクスでお申し込みください。

※市外の方は勤務先・学校名を、グループの場合は全員の氏名を記入してください。

説明会／3月27日(金) 19:00～  
 生涯学習館2階研修室2

申込・問い合わせ／〒329-2165 矢板市矢板106-2  
 矢板市生涯学習課  
 ☎(43)6218 ①(43)4436

**3月19日からJR片岡駅がリニューアルします！**

JR片岡駅については、駅利用者の利便性の向上と駅周辺地域の活性化を図るとともに、より安心して快適に利用できる駅にするため、東西を自由に往来できる通路と駅舎の橋上化に伴う工事のほか、駅西駐輪場の整備を進めてきました。片岡駅をご利用の方には、長期間にわたりご不便をおかけしましたが、このたび工事が完了しますので、3月19日(木)から順次供用を開始します。

JR片岡駅完成予定図(東口)



なお、駅西口広場や市営駐車場、アクセス道路等の工事は、平成27年度末に完成する予定です。この期間、送迎のみで利用される方は、仮送迎駐車場を設けますので、ご利用ください。ご協力をお願いします。

問い合わせ／  
 都市建設課 市街地整備班 ☎(43)6213

駅西口仮送迎駐車場



**募集 トレセンピラティス教室(前期)**

呼吸を意識しながら体幹をトレーニングします。体力に自信のない方でも安心して参加できます。

期間／4月14日(火)～7月28日(火)  
 祝日を除く毎週火曜日 計15回

時間／10:30～12:00

場所／農業者トレーニングセンター

講師／藤田 明湖先生

参加費／1,000円(前期15回分)

必要な物／ヨガマット、タオル、飲み物

定員／25人

申込方法／3月21日(祝)～31日(火)の間に電話または直接お申し込みください。

受付時間／9:00～19:00  
 ただし、火曜日は17:00まで

申込・問い合わせ／  
 農業者トレーニングセンター ☎(48)0680

**募集 シルバー人材センター会員**

資格／60歳以上の健康で働く意欲のある方

内容／  
 植木の手入れ、除草、草刈り、清掃、網戸・ふすま・障子の張り替え、大工仕事、塗装、あて名書き など  
 仕事の内容に応じて配分金(手間賃)が支払われます。

会費／年1,500円

入会説明会／  
 毎月実施。直近の3カ月は以下のとおりです。

- ・3月10日(火)
- ・4月23日(木)
- ・5月28日(木)

いずれも14:00～15:30

※出席を希望する方は事前にご連絡ください。

問い合わせ／市シルバー人材センター  
 ☎(43)6660